

平成26年度第1回流山市生涯学習審議会会議録

1 日 時

平成26年5月14日（水） 14時00分～16時00分

2 場 所

流山市文化会館（中央公民館）講義室

3 議 事 （議事前に新委員の委嘱式を行った。）

- （1）（仮称）流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例について（報告事項）
- （2）流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例について（報告事項）
- （3）文化芸術振興条例について（審議事項）
- （4）その他

4 出席委員

小林会長 佐々木副会長 杉浦委員 村上委員 辻野委員
濱田委員 石川委員 井田委員 川上委員 小林千穂委員
小宮委員

5 欠席委員

皆川委員 山中委員

6 事務局

直井生涯学習部長兼公民館長 戸部生涯学習部次長兼生涯学習課長
小川図書・博物館長 須田図書・博物館次長 染谷図書館係長
玉田生涯学習課長補佐 椎名生涯学習課係長 國崎臨時職員

7 傍聴者

1名

8 会議録

1 3 時 5 5 分開会

※会議録中の「おおたかの森センター」は、全て仮称です。

・小中学校長異動による新委員の委嘱式

小山小学校 校長 杉浦 明

北部中学校 校長 村上 国弘

(事務局)

事務局による配布資料の確認

(小林会長)

今日はありがとうございます。また新しい先生方、これからよろしくお願いいたします。本日は報告事項二件と懸案の審議事項一件となっておりますが、最初におおたかの森センターの設置管理に関する条例(案)についてのパブコメについての報告を事務局からお願いします。

(事務局)

資料1の①、②と図面を示してパブコメについて説明。

条例(案)についての具体的な意見はなかったので審議会で審議していただいた内容で6月議会に上程する予定である。

意見1：市野谷の公園の整備についての意見

意見2：併設する多目的広場の利用とおおたかへの影響についての意見

意見3：センターの利用についての意見

現在は法規担当に最終調整をお願いしており、「第5条 指定管理者の行う業務の範囲」についてのみ追加となった。

今後の予定は6月議会に条例案を提出し、議会で可決されれば夏に指定管理者の公募、10月に選考会、12月に指定管理者の選定を議会に議案として提出する。それらに平行して運営に必要な備品等々を発注していく。建物完成引き渡しは平成27年2月末となっている。現段階としては全体工事のうち26%進んでいる状況である。

(小林会長)

ありがとうございました。ちょっと補足が必要だと思いますが、今までこの審議会で審議してきたことは、この図でいくと上の方のメッシュになっているところで、この部分は市野谷の森の公園で、県とURが管理しており、流山市は分担金を払って使わせてもらうということです。多目的広場については議論してこなかったのですが、我々が今まで議論してきましたのは、校舎の中の一階にあるおたかの森センターと二階にある子ども図書館についてで、その条例が今説明のあったものです。この多目的広場については、今のご説明ですと、市が管理することになると思われませんが、現状では管理部門が決まっているわけではないということですね。ですから多目的広場については、いずれ何か議論することが必要になるかもしれませんが、今の段階では市が管理するという事で理解していればよいということになります。

条例につきましては、第5条ですが、なぜ今までこれが入っていなかったのかというと、指定管理の契約の時に細かく決まってくるであろうということで議論をしてこなかったのですが、生涯学習部と法規担当との協議の中でここに入れた方がよいということになったということです。皆さんのほうで、第5条についてご意見があればいただきますけれども、いかがでしょうか。

だいたいこれで良いかと思います。仮に第5条第1項から第8項で不十分であれば第5条第9項があるので行政が後から決めることも可能ということで良いかと思います。

(事務局)

現行では第5条は標準規定となっております。

(小林会長)

ではこういうことでご承認いただいたということで、6月の審議会に提案するということですのでよろしくお願いします。

次に図書館のことについて報告をお願いします。

(事務局)

「流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の原案について」、管理運営に関する変更点について説明。おおたかの森センターの指定管理と一緒にしてはどうかというものである。

「図書館に分館を置き」とあるが、分館をおいているのは中央図書館のみなので中央図書館に限定し、そこにおおたかの森子ども図書館を加える。

第4条第1項の指定管理について、おおたかの森子ども図書館を加え、指定管理をしていくという形に整備した。

今後の予定は5月27日教育委員会議、6月審議会に提案。

(小林会長)

念のために流山市の図書館の名称を列挙していただけますか。

(事務局)

流山市立中央図書館、流山市立森の図書館、流山市立木の図書館。分館については、流山市立中央図書館北部分館、流山市立中央図書館南流山分館、流山市立中央図書館初石分館、分館として今回加えられますのが、流山市立中央図書館おおたかの森子ども図書館となります。

分館の管理運営につきましては業務委託という形をとっており、

当初はおおたかの森子ども図書館についても業務委託を考えておりました。しかし、おおたかの森の併設校の中におおたかの森センターと図書館を設けるため、その管理運営を一体化しようということで、一体の指定管理を考えました。それに従って図書館の条例を整備することになった次第です。

（小林会長）

そうすると先ほど議論したおおたかの森センターの設置管理条例にしたがって、こども図書館も管理されるということでしょうか。

（事務局）

おおたかの森センターは新しい施設ですので、センターの設置管理条例を上程させていただきます。中央図書館の設置管理条例はすでにありますので、そこに一箇所分館が加わり、条例の改正のみとさせていただきます。

条例も別々ですし、予算も図書館費と公民館費というように別になります。しかし、学校の中には学童保育所、図書分館、センターという3つの施設があります。今後万一災害等があった場合など、帰宅困難者のためにセンターを開放しなくてはならないとか、帰宅困難者のお子さんが学校や学童保育所にいるかもしれないというようなことを考えた時に窓口を一本化したほうが良いだろうということが指定管理者を選定する時の方針としては出ております。

（小林会長）

手をあげて受ける業者は二つの条例の基に作業をするということになるのですね。

（事務局）

対団体ということでは一つの団体にお願いすることになるのですが、それぞれの設置管理条例中に指定管理をしていきますと謳わなくてはならないのです。そこを整備させていただきまして、それから一つの指定管理者にお願いすることができるということです。

(石川委員)

条例についてではないのですけれども、指定管理を二つに分けないというのが災害時というような特別な事態を想定してということなのですが、私の狭い見識の中ではありますが、図書館の指定管理を受注している企業や団体と公民館の指定管理を受注している団体等ではずいぶん系統が違うのではないかと思います。

(事務局)

まだこうした方針でということで庁内の話し合いを進めているという段階なのです。体育館の指定管理の募集等をこれから始めるのですが、今は一つの団体ではやっていないことが多いですね。ジョイントになっていて、例えば学童保育所があって図書分館があるということになりますと、施設管理が得意な団体様と司書が多くいる団体様と保育士が多くいる団体様とがジョイントしてAグループとかBグループとして手をあげてくる場合も当然出てくると考えております。

(小林会長)

他にありますか。

(小宮委員)

今のお話は業務を合理的に行うという方向で条例を改正することですね。図書館が指定管理者になる時にも問題になったのですが、子ども図書館というのは、これからの学校教育上、図書館との連携、例えば本の貸出を兼ねて司書が学校を訪問して学校での図書館教育について協力していくとか、通常の方が使う図書館とは違った子ども図書館の役割がもっと広がる方向であるべきだろうという論議もあったのですけれども、条例に整合性をつけるとか行政的に合理的にできるからという理由で、そのことについては論議されなかったのでしょうか。

（事務局）

合理化ということではなく、もちろん子ども図書分館を管理監督するのは図書館長ですし、センターは公民館長、学童保育所は保育課となります。このように各施設の担当課は別々です。ただそれぞれが小さな施設ですし、学校の中でやるということで学校側にご迷惑をおかけすることにも多くなるかと思いますので、一人の長に言ったら全員にすぐに伝わった方がよいということと、子ども図書館ということが初めてなものですから、子ども図書館の狭いスペースの中で読み聞かせや人形劇などができるのかという時に一階にホールや会議室がありますということになります。それから学童の方に読み聞かせの方が来てもよいし、絵本の会に保育士さんが来てもよいというように、学童保育所とホールや会議室をもっているところと子ども図書館が連携したほうがよいという話から、せっかく民間へ発注するのであれば出来る限り縦割りにしないようにしたいという初の試みをしてみようかという段階でございます。

（小林会長）

最後に、おおたかの森子ども図書館というのはどうしてこういうネーミングになったのですか。

（事務局）

併設校の小学校、中学校の名称が流山市立おおたかの森小学校、中学校ということとおおたかの森センター、そこに子どもの図書館ということでそのような名称になりました。

（小林会長）

これからはこのネーミングにふさわしい内容にするとか管理運営の仕方とかを考えることになるのでしょうか。

（濱田委員）

森の図書館とか木の図書館はユニークなネーミングだったのですが、今回はずいぶん散文的だなと思いました。

(事務局)

子ども図書館ということで児童書に特化した図書館ということで、収容冊数が8,000冊なのですが、今年度は6,250冊ほど購入できる予算を取っております。小学校、中学校にも図書室がありますので、なるべくそこと重複しないように図書購入を図ろうとやっているところです。

(石川委員)

選定は中央図書館の司書さんがされるのですか。

(事務局)

そうです。

(小林会長)

それではこういうことでよろしいでしょうか。

では、次の文化芸術振興条例については事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3①、②を参照して文化芸術振興条例(案)について説明。
1079件の回答を得たアンケート結果(HP掲載中)とその結果から読み取れるエッセンスを条例(案)のどこに反映したか、漏れないか等について検討し条例(案)の追加、修正を行った。

第3条第2項(追加)

年齢や性別、身体的能力の違いにかかわらず文化芸術に親しめるように配慮されなければならない。

第3条第5項

「文化芸術の振興に当たっては」を追加

第3条第6項

「文化芸術活動」を削除

第5条・第6条

「文化芸術活動」に統一する。

今後のスケジュール：

市の法規担当との協議の手続きに入っており、文言等について指摘があるかと考えられる。審議会の審議内容と併せて7月審議会で最終案を提示の予定。

9月パブリックコメント実施

12月議会上程予定

（小林会長）

条例そのものにつきましては、すでにここで色々と議論してきたことではありますけれども、今日のご説明でこの条例との関連でもう一度考えてみますと、市民からいろいろと出していただいたご意見が、この条例がアンブレラとしてカバーできているかなという検討をしていただいている。ではこの条例ができた時にどうなっていくのかなということが第8条、要するに生涯学習部としましては生涯学習推進基本構想の中で必要であればすでに作っている構想を変更し、あるいは追加し、ということで具現化を図っていく。その時には市長の意見としてそれを反映しながら具現化を図っていき、また実際の変更にあたっては生涯学習審議会で意見を申し上げるということになっているわけです。

今日は、条例にはアンブレラ機能とあとの二つの内容があるわけですが、縷々ご説明いただきましたので、せっかくですから今の説明をお聞きして自由なご意見をいただきたいと思います。

（石川委員）

条例の文言についての質問なのですが、新しく追加になった第3条第2項の「年齢や性別、身体的能力の違いにかかわらず文化芸術に親しめるよう配慮されなければならない。」とあるのですが、身体的能力というのは体力やハンディキャップということなのか、そ

れとも文化芸術活動の習熟度ということでしょうか。

（事務局）

どちらかというとハンディキャップのことを想定しています。

（石川委員）

これは考えすぎかもしれないのですが、能力というと高い低いといったとられ方をされると思いますので、「状態」とかといったもう少しやわらかい表現に変えられればと思いました。

（小林会長）

その辺は法規担当の方が詳しいと思いますので、一度ご相談ください。

（辻野委員）

今の第3条第2項ですが、年齢ではなくて、性別から書いていくのが普通ではないでしょうか。

（小林会長）

これまでの例もあるでしょうから、そのあたりも法規の方とよくご相談ください。

（井田委員）

これを見て、私は身体的能力はハンディキャップのある方のことを言っているのかなと読み取ったのですが、ここで謳っていることが、年齢、性別、身体的能力の違いということだけでよいのかどうか。もっといろいろな、それぞれの人のバックグラウンドとか文化的にそれまでに経験してきたことの違いとか、情報収集の能力とか、そういったことも含めてということがこのアンケートにもそういう意見が出ておりますので、この三つだけを取り上げて、文化芸術に親しめるように配慮されるということになるのは、ちょっと腑に落ちないです。別の表現をしたほうが良いのではないかと

思います。

（小林会長）

国からの文言にはハンディキャップとか、なにか具体的には書いていませんでしたか。

（辻野委員）

要は誰でも、ということですね。すべての市民が平等に文化芸術に親しめるように配慮されなければならないということですね。ということであれば、逆に意図的に見えてしまうような気がしてしまいますね。

（石川委員）

大人だけでなく子どもたちもという意見があったので、そこを考慮して入れて下さったと思うのですが。

（小林会長）

皆さんの希望をうまく入れて、文言については次回までよく練ってください。

（事務局）

学校教育のうちかなということもありまして、学校にも聞いてみたのですが、芸術鑑賞会みたいなことはすでにやってらっしゃる。ただ、一般にはそんなにPRする必要はないのでしていないのですが、まさに乳幼児からお年寄りまでということでこういう表現になったのですが、文言をもう少し法規担当と相談しながら、「すべての市民が等しく」というような内容になるようにいたします。

（小林会長）

村上先生、今学校では文化芸術に親しむという活動をされているということですがいかがでしょうか。

(村上委員)

はい、やっておりますが、費用が問題でありまして、どこから捻出するかというようなことです。

(小林会長)

杉浦先生いかがでしょうか。

(杉浦委員)

はい、去年たまたま県の事業で千葉のオーケストラに来ていただいたのですが、他にも邦楽の方に来ていただいたりすることがあるのですが、たまたま県の事業にうまく乗ってできることもありますし、他には市民のボランティア的な活動で、音楽に限らず、体育協会や俳句の会の方などに支えられてはおります。しかしやはり予算的な問題が、市の教育委員会の芸術関係の予算が100数十万円で23校ありますので、なかなか難しいところがあります。

(川上委員)

先日、文化会館で菅野先生の家族で楽しむチェロコンサートを聞かせていただきました。公民館事業ですごく良かったと思いました。赤ちゃんがギャーと泣き、チェロを聞きたいと思った方は「お子さんの声がちょっと」と思ったかもしれないのですが、先生が「そういう場で弾かせていただいて大丈夫です」とおっしゃってくださって、鳥の歌も子どもの声が鳥の声に聞こえると、そういわれるとそのように感じますし、すごくよいコンサートでした。

たまたまその夜のNHKニュースで、読売交響楽団も0歳児のためのコンサートを開いているということが出ておりました。それでこれを読んだ時にあの時の趣旨がよくわかりました。でも説明しないと、目的は何のためのコンサートだと説明されれば皆納得できますし、流山もこういうことを先がけでやっていて素晴らしいと思いました。こういうことをぜひ文面だけではなくて、実際にやってPRしていつてもらいたいです。

(小林会長)

P Rとはどういうところでできるのでしょうか。

(事務局)

市のホームページでは「ぐるっと流山」というコーナーがありまして、こんなことをやりましたということは載っています。

(川上委員)

アンケートでいったら、子どもの声が・・・ということになるかと思うのですが、それは違う声を出していかないと。P Rはすごく大事だと思います。

(事務局)

音大と協力して子ども向けにオペラをやるという企画があるのですが、子ども向けなのに子どもの声がうるさかったと言われるので、そのつもりで来て下さいということをやうまくP Rしていかなくてはいけないと思います。「0歳児のためのコンサート」とか「赤ちゃん〇〇」というように、タイトルでわかると良いのかなと思います。

(辻野委員)

(市の責務) 第4条第3項の近隣自治体との協力で、いきなり国及び千葉県、その他の地方公共団体と連携に努めるものとすると思いますが、東葛飾地域というくくりがあって活動しているところもあるので、そういうことも入れた方がいいのではないかということです。公共団体ではないですが、外で活動する時に東葛飾6市でやるということもあると思いますので、新しいアイデアで変えたほうが面白いと思います。

(小林会長)

アンケートの結果の感想、ご意見でもよいですよ。

(小宮委員)

皆さんと同じなのですけれども、第3条第2項ですが、事務局の説明を聞くとそこに青少年の育成のための内容が入っていることがわかるのですが、この文言ではそういったところが伝わってこないのです。包括的には事務局の説明でよいと思うのですが、青少年の育成についてはもう少し特化した形で取り上げる必要があるのではないのでしょうか。学校で行っているとはいっても、かなりレベルの違いがあって、例えば劇場で演劇を見るということはほとんど実施できないでしょうし、予算的にも無理でしょう。例えば東京ですと6年生から日生劇場に行っているとか、非常に落差があると思います。今あるもので大体やっているよではなくて、小さいうちから様々な文化芸術に触れる方向性をもう少し色濃く出してもいいのかなと思います。

(小林会長)

なかなか具体的なことと理念的なこととのバランスが難しいところですが。ありがとうございました。

(濱田委員)

基本計画のスケジュールはどうなるのでしょうか。

(事務局)

12月議会に上程し可決となれば条例を施行いたします。できるだけ早く、計画という形で条例に位置づけとなれば、既存計画との関係を整理します。条例上新規の計画を作らざるを得ないのであれば新規計画を作っていきます。

(濱田委員)

大体どのくらいで？

(事務局)

1年後くらいには。ただし、既存計画では生涯学習推進構想の中

の第1章と第4章が芸術文化にかかわるところなので、なるべくこの計画という部分を当てはめていきたいと思っております。その点について法規と協議させていただき、既存計画とリンクができないか検討させていただき、新たにつくらなければならないということであれば、新規で整備します。

（小林会長）

条例については今どうなっているのか、どこにウエイトを置くのかといった議論は出ると思うのです。文言としては次回で完成するにしても、もう少しこの審議会としても実際に活動はどうなっているのか、今後ウエイトをおくところを出した方がよいのか、今やっていることで良いことに光をあてて、これだけやっていますという言い方をした方がよいのか、その辺は考えていく必要はあると思います。

（事務局）

今は教育委員会で生涯学習の立場で提案させていただいていますが、条例ができますと全市でやらなくてはいけないこともございます。現在第4条第2項で財政処置のことも謳われております。この条例ができて市民の期待感が大きくて色々なことができるかというところでもないような財政状況でございますので、第4条第2項では「必要な措置を講ずる」というような形になっておりますが、この辺ももう少しソフトな形になってくる可能性があります。財政措置と新たな計画を作らなくてはいけないというこの二点が私たちに課せられた調整事項でありますので、次回までに調整させていただきます。

（辻野委員）

しかし、せつかく作るのであればそこも巻き込んで、今までの組み換えをするくらいでないと条例にするという意味は低くなるのではないのでしょうか。

（事務局）

具体的には既存の文化芸術活動の拠点となる施設とおおたかの森駅の北口の市有地 1 ヘクタールの市の誘致事業ということで、ホール建設の計画がありますので、この辺を中心に、あとは文化財の関係の事業展開、こういったもろもろの現在進行している事業もあわせ、効果的に進めながら、人口も 17 万人を超えましたので街の発展とともに条例が活かされればよいと期待しております。

（佐々木副会長）

本来の基本構想があるので、それに対してどうするかという発想でいかないと、新しくいろいろなことを考えていくと、先ほどの財政上の措置ではないですけども、できっこないこともでてきてしまいますし、よほど慎重にしないとと思います。ですから基本構想があって、あとから加えていくということでないと話がずれてしまいますので、そこのところはよろしくお願いします。

（事務局）

以前もあったのですが、条例を作ってそれに縛られてもどうかというご意見もいただいておりますし、条例が絵に描いた餅になってしまってもいけませんので、予算的な部分や計画を作らなくてはいけないとか、今の組織体制といった部分を十分に検証しまして、それにあった実現可能な条例にしたいと思います。

（小林会長）

はい。小林委員何かありませんか。

（小林委員）

大丈夫です。よくわかりました。

文化芸術に関しては、流山は非常にいろいろなことをなさっていて、皆さん非常に努力なさっていますが、PR 力のなさということで目立たないと思われます。これがすべて表に出ていれば流山市は文化芸術活動が非常に盛んな街だと、今の状態で言われてもおかし

くないと思いますので、このまま進んでいってもらいたいと思います。

（小林会長）

ありがとうございます。アンケート結果からも文化芸術の土壌があると感じられている方が多いということですし、これをベースに条例ができると市としても文化芸術を大切にしていこうという旗が立つということになります。その旗のもとにさらに良くしていこうという方向性だなと思っております。

では、非常によくまとめていただいておりますが、一部、文言の問題、青少年のこと、人材育成ですがそういうことが反映されているのか、東葛飾地域を考える、ちょっとローカルに考えた方がよいのかといったご意見もありましたので、そこら辺を法規の方とよくすり合わせていただいて、次回にほぼファイナルという形で条例案をだしていただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（辻野委員）

一つ質問があるのですが、条例を作るのですが、条例を廃止することについてはどうなっているのですか。

（事務局）

統合する場合、例えば基金条例などは、たくさんの基金があったのですがそれを集約していこうということで、みどりの基金と福祉基金、教育文化スポーツ振興基金というように整理したのです。このように統合された場合は廃止となることが多いです。

（辻野委員）

なぜそういう質問をしたかといいますと、条例に縛られるということがありましたので、縛られるのであれば廃止すればよいので、その辺の条例の新陳代謝をすればいいと思います。

（濱田委員）

日本人はそういうことが下手ですから、一度作ってしまうと廃止は難しいと思います。

（事務局）

条例を提案すると、ヒト・モノ・カネがつくのかという質問が出てくるとは思います。今までスポーツ文化については基金を新たに積み立てるということはやっていなかったのですが、昨年度末に積んでもらっていますので、これが動き出したことによって追い風になっていただければと考えています。

（小林会長）

それでは「その他」について何かありますか。

次回は、設置管理条例（案）と文化芸術振興条例（案）の２つのファイナル版が出来てくるとは思いますが、それほど議論は紛糾しないと思います。他にも何か議論すべきものがありますか。

（事務局）

実は、生涯学習課の中でスポーツの施策もあります。今回はあがってこなかったのですが、新体育館の関係が次回の審議会あたりに新たな議題としてあがって来るかと思っています。

（小林会長）

では事務局からご説明いただいて状況を理解するということですね。

（事務局）

平成２８年春に新体育館がオープンします。それにあわせまして利用料金を検討中ですので、利用料金（案）についてご審議いただくことになるかと思っています。

（小林会長）

それは審議会としてはあまり経験のないことだと思いますので、

世の中の状況を比較したものを含めてご説明いただきたいと思います。

（事務局）

今回は、おおたかの森センターとおおたかの森子ども図書館関係について、指定管理の関係や多目的広場の管理など、具体的にできましたらご報告させていただきます。それ以外につきましては一応本日が一つの区切りとなります。

（小林会長）

小山小学校は学校以外の施設が入っていますよね。もし、今度併設校の管理について、今までは共通のスペースについてだけ議論してきましたけれども、今度は図書館も一緒の管理形態になるかもしれないということです。先生の方からご経験にもとづいてご意見をいただくこともあるかと思いますのでよろしく願いいたします。

（事務局）

ご報告が一件あります。森の図書館ですが、指定管理ですばる書店が管理運営をしているのですが、5月3日から森のカフェということで軽食を出すということを生涯学習センターの指定管理者のアクティオさんの自主事業として始めておりますのでご報告いたします。森のカフェの運営については5月1日からの土日と祝祭日のみの運営となります。好評であれば毎日オープンするようにしていきたいという意向です。

（小林会長）

他にありませんか。

（事務局）

今回は7月7日（月）午後2時から中央公民館を予定しています。詳細については後日ご連絡いたします。

(小林会長)

では、本日の議題は終了いたしましたし、次回の予定も出ましたので本日は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(1 5 時 3 3 分閉会)